

**第二京阪道路沿道における休憩施設の基盤整備検討調査業務 公募型プロポーザル  
質問に対する回答**

	質疑該当ページ	質問内容	回答
1	プロポーザル実施要項：2 頁 5. (6)同種業務の定義について	同種業務定義のうち、「道の駅またはSA・PA検討業務」について、駅前広場やバスターミナルの検討（交通ターミナル機能と待合施設等のサービス機能が含まれるため）についても同等の業務と捉えることは認められますでしょうか。	「道の駅またはSA・PA」のみとします。
2	プロポーザル実施要項：4 頁 10. 企画提案書等の提出について	企画提案書については、両面印刷での提出が必須でしょうか。それとも片面印刷が可能でしょうか。 上記にて「可能」な場合、提案書枚数は、両面印刷5 枚＝片面印刷10 枚（A4）以内と考えてよろしいでしょうか。	片面印刷での提出は認めますが、枚数は5枚までとします。
3	プロポーザル実施要項：4 頁 10. 企画提案書等の提出について	企画提案書については、A3 を用いることは可能でしょうか。 上記にて「可能」な場合、A3＝A4×2 枚と換算し、製本時は、折り込み（Z 折り）にてご提出することよろしいでしょうか。	A4のみで提出してください。
4	プロポーザル実施要項：6 頁 11.2 次審査の出席者について	参加表明においては、担当技術者の書類届け出が2 名までとなりますが、2 名以上の担当技術者の配置を行う場合には、業務実施体制に記載のある業務従事予定者のヒアリングへの参加が可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。 なお、実施要領にありますように、社会情勢（コロナウイルス感染症等の状況など）により実施方法の変更が生じる場合があり、対象事業者には改めて実施方法をお伝えします。
5	様式第4 号関連	業務実績調書に記載する業務証明については、契約書及び仕様書の写しの代替として、TECRIS 登録書を添付することは認められますでしょうか。	可能です。
6	様式第5 号関連	配置予定技術者調書に記載する業務履行実績について、同種業務の記載件数の上限の指定はございますでしょうか。（3 件まで記載可など）	様式の欄1行につき1業務で記載してください。
7	様式第5 号関連	配置予定技術者調書に記載する業務履行実績に関する証明書類の添付は不要と考えでよろしいでしょうか。 上記にて「必要」となる場合は、証明書類の提出が必要な場合は、TECRIS 登録書の添付とすることよろしいでしょうか。	証明書類がある場合は添付してください。 TECRIS登録書の添付で可能です。

**第二京阪道路沿道における休憩施設の基盤整備検討調査業務 公募型プロポーザル  
質問に対する回答**

	質疑該当ページ	質問内容	回答
8	特記仕様書第3条 業務対象範囲について	本業務の対象範囲は、交野市行政区域の全域とありますが、休憩施設の候補地については、業務着手時に提示があるものと考えてよろしいでしょうか。	発注者で想定している候補地がありますが、交野市域の中で提案がある場合は業務の中で提案していただくことが可能です。
9	特記仕様書第15条 概略設計について	概略設計については、S= 1:2,500 程度の地形図（貸与による）をベース図とした検討（トラック駐車場を構成する機能に対する配置等の概略設計）を行うものと考えてよろしいでしょうか。	施設全体の概略設計（想定される施設すべて）を行うことを想定しています。配置計画ではありません。